

議会運営委員会

日 時 令和元年6月12日（水） 午後 時 分～
場 所 第3委員会室

1 追加議案について

2 6月14日本会議の議事について

(1) 議事日程

第1 一般質問

(諸報告)

第2 報告第1号、報告第2号及び第1号議案から第22号議案
(質疑、付託)

第3 第23号議案及び第24号議案(提案理由説明、質疑、付託)

(2) 諸報告 法人経営状況説明書類8件

(3) 質 疑 日程第2に係る質疑順序 ① _____ ② _____

(4) 付託先 別紙付託表のとおり

◎付託表は14日議場へ持参

3 陳情・要望について

(1) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情
《総務文教常任委員会》

(2) 非核・平和施策に関する要望書 《総務文教常任委員会》

(3) 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
《総務文教常任委員会》【別紙No.1】

(4) 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情
《総務文教常任委員会》【別紙No.2】

【裏面に続く】

(5) 市の開発許可権限の行使方法などに関する要望

《産業建設常任委員会》【別紙No. 3】

(6) (仮称) 京都スタジアムに関する要望

《京都スタジアム検討特別委員会》【別紙No. 4】

4 議会活性化の検討について

(1) 日程 (案) 7月17日 (水) 10時

18日 (木) 13時30分

22日 (月) 10時 or 13時30分

5 その他

(1) 意見書等提出期限 6月19日 (水) 委員会終了時

(2) 討論通告期限 6月21日 (金) 16:00

(3) 議会だよりの原稿 (議運視察) 【別紙No. 5】

(4) 当面の会議予定

6月17日 (月) 10:00～ 総務文教常任委員会

14:00～ 公共交通対策特別委員会 (協議会)

18日 (火) 10:00～ 環境厚生常任委員会

19日 (水) 10:00～ 産業建設常任委員会

14:00～ 京都スタジアム検討特別委員会

20日 (木) (委員会予備日)

21日 (金) 14:00～ 幹事会、議会運営委員会 (会派会議)

※幹事会、議運の事前調整は21日 (金) 13:00～

24日 (月) 10:00～ [6月議会最終日]

各委員会 (委員長報告の確認)

(終了後)

議会運営委員会 (会派会議)

本会議 (採決等)



各市町村議会 議長殿

陳情者名：一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム
理事長 仲村 寛
住 所：埼玉県川越市仙波町2丁目17-34
電話番号：080-5021-8105

日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める 意見書の採択を求める陳情書

「沖縄県に生まれ育ったすべての人々は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしてきました。ゆめゆめ日本の少数民族などと意識したことはありません。」

これは、私が昨年6月ジュネーブの国連人種差別撤廃委員会に参加し、委員に訴えてきたスピーチの主旨です。このような当たり前のことを訴えるために、わざわざジュネーブまで足を運んだのは、2008年に自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護すべき」という勧告が出て以来、その後3回も同様の主旨の勧告が出され、これを放置していると、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、更には海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不都合な紛争、差別を招くことになるからです。

スピーチに先立ち、豊見城市や石垣市の当勧告の撤回を求める意見書や沖縄の人々が日本人であるという学術的に証明したレポートも提出しました。ここまで行えば、5回目の勧告阻止できるかと思っていました。しかし、昨年8月に同様の主旨の勧告が出されてしまいました。つまり、国連の目には、私は「日本政府の同化政策により、アイデンティティを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と写ったということです。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の差別問題」だと認識されているのです。

一方、沖縄では、先住民族について議会で一度も議論されたこともなく、全くマスコミでは報道されないで、多くの県民はその危険性どころか存在すら気がついていません。それは、沖縄県民が何ひとつ関与していないところで、東京を拠点に活動している勢力が、国連に訴えたり、数年前から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによって起こされた問題だからです。その東京の代表的な勢力とは反差別国際運動と市民外交センターです。

私は、過去4年以上、この危険な国連勧告の撤回やその原因となっている活動家の運動の阻止を外務省や国会議員に働きかけてきましたが、残念ながら今の日本の法制度では、「琉球・沖縄の人々は日米両政府に米軍基地を押し付けられて差別を受けている先住民族」だと嘘をつく権利は保証されていますが、その嘘を止める権利は無いようです。良識ある国民が今動かなければ、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかなのです。

今、沖縄では、このまま先住民族にされてはたまらないと、全41市町村議会での勧告撤回の意見書の採択に取り組んでいます。今年3月議会では本部町議会で採択されました。しかし、この勧告撤回運動は、沖縄県民だけの力で実現できるものではありません。

全国各地地方議会の日本人同胞の皆様、沖縄は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、全国47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地です。彼らは決して琉球人という先住民族の土地を守るため死したわけではありません。また、米軍統治下におかれた沖縄の先人が選びとった道は、米軍への服従でも、琉球国独立でも無く、祖国日本への復帰です。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのです。

私達の祖国日本の永遠の団結と繁栄のために以下陳情申し上げます。

記

<陳情事項>

1. 日本政府に「沖縄県民は先住民族」という国連の誤った認識と勧告の撤回を求める意見書を採択する。

国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との 勧告の撤回を求める意見書（案）

2008年に国連の自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護すべき」という勧告が出て以来、日本政府は「日本には先住民族はアイヌ以外存在しない」と否定し続けているが、2014年までに更に3回も同様の主旨の勧告が出された。その後、沖縄県出身者も、ジュネーブの人権理事会や人種差別撤廃委員会に何度も足を運び、勧告の撤回を要請したが、昨年8月に5回目の勧告が出された。

沖縄に生まれた全ての沖縄県人は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしており、自ら先住民族だと認識している人はほぼ皆無である。それにもかかわらず、国連はその後も勧告を出し続けている。つまり、国連の目には、自らを日本人だと訴える沖縄県人は、「日本政府の同化政策により、アイデンティティーを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と写ったということだ。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の人種差別問題」だと認識されているのだ。

これを放置していると、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかである。更には、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、また、海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不用な紛争、差別を招くことになってしまう。

このような、危険な勧告は沖縄の人々が国連に働きかけて出されたわけではない。実際、沖縄の地方議会では、先住民族について一度も議論されたこともなく、日本政府に先住民族として認めてくれと要請したこともない。また、全くマスコミでは報道されないの、多くの県民はその危険性どころか存在すら知らない状況なのだ。それは、沖縄県民が何ひとつ関与していないところで、東京を拠点に活動している反差別国際運動や市民外交センターなどのNGOが、国連に訴えたり、数年前から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによって起こされた問題だからだ。

そうであるなら、これは、沖縄県だけの問題ではなく、日本国全体の問題だととらえなければならない。

沖縄県は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地であり、わが〇〇（都道府県市区町村）からも出撃している。彼らは決して琉球人という日本が侵略した先住民族の土地を守るため犬死したのではない。また、米軍統治下におかれた沖縄県の先人が選びとった道は、米軍への服従でも、琉球国独立でも無く、わが祖国日本への復帰であった。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのだ。私達の祖国日本が永遠に繁栄するためには、このような誤った国連勧告は撤回させ、日本国民の絆を守らなければならない。

よって、〇〇議会は、日本政府及び関係省庁に早急に「沖縄の人々は先住民族」だという国連各委員会の誤った認識を正し、勧告を撤回させるよう強く求めるとともに、国連が発信した沖縄の人々が先住民族だという誤った認識が、これ以上国際社会に広まらないように、速やかに正しい沖縄の情報を多言語で発信することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 〇月 〇日
〇〇〇議会

国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という
認識を改め、勧告の撤回を求める意見書

国連の「自由権規約委員会」が2008年と2014年に、そして、「人種差別撤廃委員会」が、2010年と2014年と2018年に、日本政府に対し、琉球・沖縄の人々を先住民族として認め、権利や伝統文化、言語を保護する旨の勧告を5回行っている。

しかしながら、沖縄の方言には古い大和言葉が数多く残っており、日本民族としての一体感は根強い。また、沖縄県内のそれぞれの地域に残る伝統芸能や文化の継承も自発的に活発に行われており、権利の保護に関しても、国内法に則り解決されるべきものであり、国連の各委員会からの勧告を受けるものではない。

沖縄県民は、日本国の他都道府県同様に世界最高水準の人権が保護され、質の高い福祉、医療、教育を享受している。そもそも、私たち沖縄県民のほとんどが、先住民族であるという認識を持っておらず、県議会や市町村議会において、一度も国連の各委員会に対し「先住民族申請の議論」を行ったことはありません。よって、先住民族としての認識は不当なものである。

国連の各委員会に「沖縄県民は先住民族である」と働きかけたのは、国連NGOの民間団体である「反差別国際運動」と「市民外交センター」と言われています。その団体名や代表者の名前を殆どの県民は知りません。県民の知らないところで沖縄県民が先住民族にされ、このような勧告が出されているのは甚だしく遺憾である。国連の各委員会は戦後一定の秩序を担ってきたかもしれないが、最近、特にわが日本国に対し紛争の種をまいているとしか思えない。日本民族の分断工作ではないかと危惧するとともに、強い怒りを禁じ得ない。

私たち沖縄県民は、米軍統治下の時代でも常に日本人としての自覚を維持しており、祖国復帰を強く願い続け、1972年5月15日に祖国復帰を果たした。

そして、その後も他府県の国民と全く同じ日本人として平和と幸福を享受し続けている。私たちは、沖縄戦において祖国日本・郷土沖縄を命がけで守るために、散華された先人の思いを決して忘れてはならない。沖縄県民は日本人であり、決して先住民族ではない。よって、内閣総理大臣、沖縄県知事、その他の政府機関に対し、国連各委員会が「沖縄県民は先住民族である」という認識を早急に改め、勧告を撤回するよう働きかけることを強く求める。特に日本政府に対しては、拠出金停止も辞さないという、毅然とした対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月14日
沖縄県国頭郡本部町議会

宛先：内閣総理大臣、沖縄県知事、外務大臣、内閣官房長官

国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書

2015年9月14日～10月2日までスイス・ジュネーブで開催された国連人権理事会において、9月22日翁長雄志沖縄県知事の国連演説が行われた。知事の国連演説は、島ぐるみ会議が国連 NGO の「反差別国際運動」と「市民外交センター」と調整をして実現した。この2つの国連 NGO は「沖縄県民は先住民である」と国連に働きかけてきた団体であり、知事の発言枠は「市民外交センター」から譲り受けたものである。このような環境の中での翁長知事の発言は本人の発言内容や意図と関係なく「沖縄県民は先住民である」と誤った認識を世界に発信した。

何故なら 2008 年には既に、市民外交センターのアドバイスを受けた琉球民族独立総合研究学会松島泰勝氏の訴えで、国連から日本政府に対し、沖縄県民は先住民族で日本人ではないという勧告文が出されている。

その内容とは、「32. 委員会は、締約国が正式にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を特別な権利と保護を付与される先住民族と公式に認めていないことに懸念を持って留意する。

(27 条) 締約国 (日本) は、国内法によってアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼らの文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼らの土地の権利を認めるべきである。締約国はアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の児童が彼らの言語で、あるいは彼らの言語及び文化について教育を受ける適切な機会を提供し、通常の教育課程にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の文化及び歴史を含めるべきである。」というものである。これに対し日本政府は勧告を認めなかったが、国連は 2010 年、2014 年に再度勧告を出している。

しかし、私たち沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識をもっておらず、県民の知らないところでこのような勧告が出されているのは甚だしく遺憾であると言わざるをえない。

私たち沖縄県民は米軍統治下の時代でも常に日本人としての自覚を維持しており、祖国復帰を強く願い続け、1972 年 (昭和 47 年) 5 月 15 日祖国復帰を果たした。そしてその後も他府県の国民と全く同じく日本人としての平和と幸福を享受し続けている。

それにもかかわらず、先住民の権利を主張すると、全国から沖縄県民は日本人ではないマイ

ノリティーとみなされることになり、逆に差別を呼びこむことになる。

私たちは沖縄戦において祖国日本・郷土沖縄を命がけで日本人として守り抜いた先人の思いを決して忘れてはならない。沖縄県民は日本人であり、決して先住民族ではない。よって、国連の各委員会には「沖縄県民は先住民である」という認識を早急に改め、勧告の撤回を求めるものである。更に、日本政府、沖縄県の各行政機関は、国連各委員会が「沖縄県民は先住民である」という認識を早急に改め、勧告の撤回をするよう働きかけることを要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 22 日

沖縄県豊見城市議会

〈宛先〉

外務省、内閣総理大臣、沖縄県知事



令和元年6月3日受理(郵送)

令和元年5月29日

各都道府県・市町村議会 議長 殿

宜野湾市民の安全な生活を守る会
901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原2丁目15番10号



会長 平安座唯雄

連絡先 090-9077-1887

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

私達宜野湾市民は、1945年4月1日の米軍上陸とともに始まった米軍普天間飛行場の建設以来、74年間も普天間飛行場とともに生活してきた。それは74年間も米軍基地被害を受け続けて来たということである。

終戦当時生まれた宜野湾市民も、はや後期高齢者入り目前となり、その孫たちが宜野湾市民9万7千余人を形成するに至っている。

私達は、訴えたい。いつまで宜野湾市民は普天間飛行場からの基地被害に晒され続けなければならないのか。ひ孫の時代まで、と言うのか。

普天間飛行場の名護市辺野古地域への移設に反対する現沖縄県知事を始めとする人々(以下、移設反対派)には、普天間飛行場の危険性を除去する対案を全く持ち合わせていない。にもかかわらず、辺野古移設反対を声高に叫んでいる。その行きつく先は、普天間飛行場の固定化にほかならない。日米政府の合意によって、代替施設の米軍側への提供なくして閉鎖されないことが「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO1996年11月)によって決定されているからである。

最近では、普天間飛行場を辺野古に移設しなくとも閉鎖できると、移設反対派は主張し始めた。先の衆議院沖縄三区補欠選挙でも、その「秘策」があると訴えた候補が当選するなど混乱が起きている

しかし重ねて述べるが、知事も含め、彼らに何の具体策もありはしない。普天間の代替施設は国が探すべきであって、県の仕事ではないなどと知事は主張する始末である。また「秘策」なるものも、未だに具体的な説明はまったくない。日本国内の世論を動かして、日米両政府に移設なき閉鎖を実現するとの空想論が語られるだけに過ぎない。そのプロセスに何年を要するつもりなのか、まったく不明である。

そこでは宜野湾市民の一刻も早い普天間飛行場の危険性除去を実現して欲しいとの切なる希望は、顧みられていない。2004年夏に発生した普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学に普天間飛行場所属のヘリが墜落炎上した事故が、何時再び起こるかもしれない可能性を抱たままである。

普天間飛行場の危険性を除去する唯一の方法は、辺野古移設しかない。移設工事はすでに第一区画の埋め立てが完了する段階であり、軟弱地盤の問題も、多少の工期延長は

あれ、普天間飛行場の移設に向けて事態が進展することに変わりはない。宜野湾市民にとって重要なことは、移設の目途が立つ、ということである。何時まで普天間飛行場と付き合わなければならないかが明確であれば、将来への展望が開ける。何時、移設が実現するのかわからないという、過去には、決して戻りたくない。

移設に反対する人々は、普天間飛行場の辺野古移設は「基地の沖縄県内でのたらい回しとなり、よくない」などと主張する。しかし、実際はそうではない。現宜野湾市のど真ん中にある普天間基地と、海岸沿いに統合する既存のキャンプ・シュワブ基地とどちらが安全か、自明の理である。しかも基地の面積は約三分の一に縮小されることには触れない。

何よりも、基地受け入れ先の名護市辺野古三地区（辺野古・豊原・久志）は、移設に条件付きで容認している。基地受け入れの代わりに、地元の振興策を国に依頼した。そしてその条件は国が同意するところとなり、埋め立て事業は進行中である。

既存のキャンプ・シュワブが辺野古に設置される際の経緯は、交渉の途中には米軍のゴリ押しもあったが、交渉後半からは辺野古住民代表が誘致を決定、地元の振興策を基地建設計画に盛り込んだ。この点、翁長雄志前沖縄県知事が、「沖縄県のすべての米軍基地は、一方的に押し付けられたものである」と強弁したため、誤解を招いている。詳しくは「辺野古区誌」を見ればわかる。辺野古区民の賢明な判断でキャンプ・シュワブに設置されたのが事実である。

私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、2016年10月、当時の翁長雄志前知事が、辺野古の埋め立て承認の取り消し訴訟を国に対して提起した際、このままでは普天間飛行場の辺野古移設が頓挫し普天間飛行場が固定化するかもしれないとの強い危機感を持ち、翁長知事の取り消しが無効であることの確認訴訟を、市民112名の訴訟団（団長・平安座唯雄）を結成して行った。

そして、宜野湾市民を対象にした翁長知事提訴への支持署名活動を行った結果、2万筆余の賛同を得ることが出来た。宜野湾市民9万人余、4万世帯中の2万人の署名は、静かだが、大きな普天間移設への宜野湾市民の声を拾い上げることができたと思っている。

私達の訴訟は、沖縄県対国の訴訟が最高裁において国の勝訴に終わったため、取り下げることとしたものの、宜野湾市民の普天間飛行場の辺野古移設への熱い思いを感じることが出来たし、市民の現状と声を識る機会になった

また平成25年8月には、県民有志で結成された「基地統合縮小実現県民の会」が普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための辺野古移設と経済振興を求める署名活動を行ったところ、わずか3ヶ月間で7万3491名の署名が集まった。この事に関し、地元メディアは報じていない。

宜野湾市民の安全な生活を確実に守るには、ひとえに米軍普天間飛行場を辺野古地区に移設するしかない。ついては、国等関係機関に対し、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書、を提出するようご配慮願いたい。

*参考として、別紙「意見書(案)」を添付いたします。

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書（案）

宜野湾市民は戦後74年間も米軍普天間飛行場から発生する基地被害に悩まされ続けてきた。その我慢は、すでに限界に達している。一日も早い、宜野湾市民の普天間飛行場の基地被害から解放されることを切に願っている。

現在、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワープへの移転・統合が日本政府によって進められているが、私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、この方法こそ、普天間飛行場の日も早い「危険性除去」の方法であると、心から確信している。

そのことは、宜野湾市民の安全な生活を守る会が2016年10月に行った、翁長雄志前知事の「辺野古埋め立て承認取り消し訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民2万人余が署名したこと、また平成25年8月に「基地統合縮小実現県民の会」が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が3ヶ月間の短期間で7万3491名集まったことに現れている。

普天間飛行場の日も早い危険性除去のため、同飛行場の辺野古先キャンプ・シュワープへの移設・統合が必要である。

よって000議会は下記のことを強く要請する

- 1 普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の74年間もの苦労を一日も早く解消すること
- 2 その具体的方法として現在、唯一、示され実行されている辺野古先キャンプ・シュワープへの移転・統合を推進すること
- 3 日本の安全保障を確保するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、さらなる基地の整理縮小を求める

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

0000000議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣

防衛大臣

国土交通大臣

総務大臣内閣府特命担当大臣



亀岡市議会議長 様

要 望 書

件 名 市の開発許可権限の行使方法などに関する要望

要望の要旨 京都府から開発許可権限の移譲を受けて行われている市の規制緩和のほとんどが、国土交通省、京都府の基準で実施できます。

他方、大切な違法開発が是正されていません。

このような全く意味のない開発権限の委譲を早期に是正されたい。

要望の理由

1 報道によりますと、権限移譲によって、古民家宿泊施設、飲食店、土産物店、体験・交流施設ができるようになったとされていますが、京都府の現行基準で、既存宅地ならできます。既存宅地でない農地ならば、市の独自基準でも農村振興地域の整備に関する法律でそもそも開発ができません。

このような意味のない権限委譲の可否について、十分調査、審査をお願いします。

2 分譲住宅は国土交通省、京都府の基準では、市街化調整区域ではできません。そもそもこのようなこと実施すれば線引きの意味もありませんし、市街化区域における土地区画整理事業や事業者の優良宅地保全という市のまちづくり方針に反します。

まちづくりの基本方針である都市計画マスタープランでは、「……市街化調整区域における地区計画制度や京都府開発審査会付議基準などを活用し、地域活力の維持・再生に向けた地域住民の取り組みを支援します。」とされており、分譲住宅を開発許可で認めることは想定していませんし、行政主導でもありません。

まちづくりの観点からも、十分調査、審査をお願いします。

3 診療所について、保津地区、馬路地区、勝林島地区を認めて、河原尻地区では認めていません。京都府の市街化調整区域立地基準では、市街化調

整区域では、病院、診療所、助産所は認められています

特定の地区だけ認めないことは、営業の自由を保障する憲法違反の制度です。診療所だけに限定も理解できません。

- 4 すでに要望しました、馬路町の株式会社大晃運送の開発許可について、市は調査したというが、倉庫業に限って倉庫を見ただけで、運送業は調査していません。倉庫に置かれていた荷物の生産地把握さえされていません。

当該運送業の亀岡の事務所だけで、従業員は20人程度と思われます（乗用車が20台は置かれています。）。1人年収450万円と仮定（同社の採用情報では、月収30万円としています。）しても、少なくとも人件費9000万円以上は要すると思われます。全日本トラック協会の統計では、人件費率は39.2%ですから、売り上げは2億円程度となります。

南丹都市計画区域市街化調整区域の農産物集出荷の業務は全業務量の何割を占めているのでしょうか。このような不可欠な調査はされていません。

同社のHPからでも農産物の集出荷を主としているとは読めません。

業務日誌さえ確認しなくて調査といえるのでしょうか。

的確な調査、指導、対応などを行うよう執行部に対して調査、審査をお願いします。

要望者

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治



亀岡市議会議長 様

要 望 書

件 名 (仮称) 京都スタジアムに関する要望

要望の要旨 (仮称) 京都スタジアムの交通処理をはじめ、利活用に関するこ
とは、ほとんどが未調整です。市として積極的に調整を図るよう
に、要望いたします。

要望の理由

- 1 (仮称) 京都スタジアムは、設計、交通アクセスなど大きな課題を抱
え、いまだに解決の見通しが見えません。

(1) 設計上の課題

ア 芝生はサッカー以外の使用を想定するならば、ハイブリッド芝で
なければ使えません。建設地は霧の期間が9月から3月までと長く、
午前中は太陽があまり当たりません。午後には陽が当たる西側スタ
ンドの屋根こそ透過性の構造にすべきです。

イ ラグビーに使うには、1チーム50人から60人程度の選手、コ
ーチ陣、事務処理関係者などが、スタンド下に入れる構造が必要で
す。なければ、人数分の屋根付き椅子が必要です。アメフトならば
1チーム150人分ぐらいは必要です。ラグビーの場合、選手はス
タンドから、フィールドに入れると説明した府職員の見識には驚
きます。

ウ スタンド下1階の通路は1.8m強と狭すぎます。関係者の使用が
ほとんどと説明されますが、店舗等計画されますし、トイレもあり、
選手が出入りするので、ファンは入ってきます。

2階の通路は5m程度と狭く、2万人入れば、大変混雑します。他
のスタジアムでの事例を見れば明らかです。

エ トイレは最新スタジアムでは、ウォシュレットが普通です。日本ではウォシュレットが普及し、ウォシュレットでなければ使えない方が多いのです。折りたたみ式座席だけでは、ラグビーでは危険です。飛んできたボールが避けられません。

(2) 交通アクセスなどの課題

ア 駐車場、道路アクセスが決まっています。

専用駐車場は70台足らずで、京都市西京極運動公園の200台にも及びません。選手、関係者、広報関係者、車椅子利用者、救急車、警備用車などだけでも不足します。

一般の駐車車両はどこにおくのか、明瞭な説明はありません。

車での来訪者は、どう誘導するのか明らかにされていません。

現状では主要アクセス道路と推定される市道北古世西川線を使うと、車は生活道路にはみ出します。

アウェイ客が良く使われる423号はまだ大型バスは使えません。

372号を勧めると、延長が長くなるばかりか、川東の農道に駐車される恐れがあります。

イ 鉄道輸送のための増便、増車両が見えません。

サッカー試合の来訪者は、来訪時は何時間にもわたりますが、試合が終われば、駅や駐車場をめがけて殺到されます。そのための、例えば、改札口の増設、待合場所の確保などが必要と思われませんが、具体的な案はまだ見えていません。来訪者の混雑を防止するスタンド前広場が狭すぎます。また、駅北口が現状では危険です。

3 管理運営上の課題

地域振興にかかわるスタンド下などの利用計画が見えません。全国的に亀岡を売り出せるのは、水質の良い上水道です。この水を生かして、健康づくりやスポーツに関連する機能を持たせれば、通年利用が見込めます。

(仮称) 京都スタジアムの管理運営は、指定管理者制度にとどまらず、

民間管理の柔軟性を取り入れて管理されるよう早期に協議されることを要望します。地域振興の面では、管理運営が大切です。

なお、換地処分の時期などを見据えて、新たな議案作成が必要ですので、財産区分も含めて、適切な対応を願います。

要望者

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治

議会運営委員会
視察レポート

（4月16～17日）

◇山口県山陽小野田市議会

・議会政策討論会についてなど

◇広島県呉市議会

・災害発生時の対応要領についてなど

~~~~~

山陽小野田市議会は、従来から議会運営のさまざまな分野において議会活性化に取り組みれてきました。特に、議会が市政の重要な政策に対して提案する議会政策討論会や、市民

がリラックスして議員と意見交換を行う議会カフェ、また、市民と意見交換を行う議会市民懇談会などに取り組みられてきました。

呉市議会は、災害発生時の議会の対応を規定した要領の策定や、議員が市民に議会の仕組みを説明する議事堂探訪ツアー、また、常駐司書の配置など議員力向上を図る議会図書室の整備などを進められてきました。このように、災害が多く発生してきた状況を踏まえるなど、呉市の環境に応じた先進的な議会活動に積極的に取り組まれています。

両市議会での各種取り組みを参考に、当委員会です分に議論を深め、市民福祉の増進を目指していきたいと考えています。

議会運営委員長

木曾 利廣